配当公告

北海道稚内市中央三丁目三番四号
　破産者　株式会社丸井商会
右の者に対する旭川地方裁判所平成十九年（フ）第五〇六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金三〇三、九二八、八九八円
一、配当することのできる金額
　金一、八〇五、二六九円
平成二十二年十月一日
　北海道旭川市二条通八丁目二Hビル二階
　破産管財人　廣田　善康

配当公告

東京都多摩市関戸二丁目二四番二七号
　破産者　旭ホームズ株式会社
右の者に対する東京地方裁判所平成二十一年（フ）第六二三四号破産手続開始申立事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金九七三、二九三、四五六円
一、配当することのできる金額
　金二四七、四五七、〇三五円
平成二十二年十月一日
　東京都千代田区平河町二丁目四番一三号
　ノーブルコート平河町五〇二号
　破産管財人　長屋　憲一

配当公告

富山市森田字三百苅割二番地の一
　破産者　有限会社正伸商事
右の者に対する富山地方裁判所平成二十一年（フ）第三三七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　一般債権　金一三四、二三二、二六五円
　優先債権　金二、一六七、一二七円
一、配当することのできる金額
　一般債権　金一四、二〇〇、六七八円
　優先債権　金二、一六七、一二七円
平成二十二年十月一日
　富山市西田地方町二丁目六番一〇号
　破産管財人　山田　博

配当公告

山口県下関市彦島弟子待町一丁目一番一〇号
　破産者　植田　松廣
右の者に対する山口地方裁判所下関支部平成一九年（フ）第一六二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金一、二七三、〇四六、〇〇一円
一、配当することのできる金額
　金七五、二一九、二三三円
平成二十二年十月一日
　山口県下関市岬之町九番五号
　破産管財人　清水　弘彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡二川村山中七一四番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　鈴木　徳治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月一日
　事務所千葉市中央区中央三丁目一一番一一号ニュー豊田ビル二階千葉綜合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　生稲めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県杵築市大字大内四六〇〇番地、最後の住所東京都板橋区志村三丁目一七番八―二〇八号
　被相続人　亡　今村　至世
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月一日
　東京都文京区千駄木二丁目一〇番六号
　相続財産管理人　弁護士　田中その子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市中央区水郷田名二丁目八七二番地二、最後の住所相模原市中央区水郷田名二丁目二〇番二七号
　被相続人　亡　大西　勇二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月一日
　神奈川県相模原市緑区橋本三丁目一九番二一号岩岡ビル五階
　相続財産管理人　司法書士　山本　正司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市西大味町第三一号九番地、最後の住所福井県福井市西大味町第一四号九番地二
　被相続人　亡　西村　敏一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月一日
　福井市順化一丁目二四番三二号
　相続財産管理人　藤井　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大野市中荒井町一丁目五〇四番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　清水　康雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月一日
　福井市順化一丁目二四番三二号
　相続財産管理人　藤井　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南アルプス市有野七八五番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　櫻本　強
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月一日
　山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル三階田中・高橋法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　高橋　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市玉原二丁目一〇六六番地、最後の住所岡山県玉野市田井二丁目四五八四番地
　被相続人　亡　岸田　吾郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月一日
　事務所岡山県玉野市宇野一丁目三九番一〇号
　相続財産管理人　西本　守

第28期決算公告

平成22年9月14日
神奈川県茅ヶ崎市円蔵370番地
アルバック・ファイ株式会社
代表取締役　山本　公

貸借対照表の要旨（平成22年6月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	5,027
	固定資産	1,143
	合計	6,170
負債及び純資産の部	流動負債	3,774
	固定負債	1,029
	株主資本	1,367
	資本金	100
	利益剰余金	1,267
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	1,242
	（うち当期純利益）	(30)
	合計	6,170

第16期決算公告

平成22年10月1日
神奈川県茅ヶ崎市浜竹3丁目3番37号
株式会社小浜土地建物
代表取締役　大八木信義

貸借対照表の要旨（平成22年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	196,448
	固定資産	427,542
	合計	623,990
負債及び純資産の部	流動負債	180,863
	固定負債	237,756
	株主資本	205,370
	資本金	10,000
	利益剰余金	204,876
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	202,376
	（うち当期純利益）	(84)
	自己株式	△9,506
	合計	623,990

第18期決算公告　平成22年8月26日
東京都港区芝二丁目2番14号
株式会社テクノプラン
代表取締役　深澤　芳雄

貸借対照表の要旨
（平成22年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	980,611
	固定資産	54,964
	合計	1,035,575
負債及び純資産の部	流動負債	70,108
	固定負債	46,905
	株主資本	918,562
	資本金	30,000
	利益剰余金	888,562
	（利益準備金）	(7,500)
	（その他利益剰余金）	(881,062)
	合計	1,035,575

（注）　当期純利益　7,113千円